

大牟田市企業局下水処理場等包括的維持管理業務委託者審査委員会（第1回）

摘録

日 時：令和4年8月30日（火）

場 所：大牟田市役所 会議室

出席者（敬称略）：

<委員>

山崎惟義（福岡大学名誉教授 工学博士）

川崎智寛（株式会社川崎会計 代表取締役 公認会計士・税理士）

三重野辰巳（大分市上下水道局上下水道部下水道施設管理課 課長）

弘島和則（大牟田市企業局副参与）

飛松修一（大牟田市企業局施設課長）

浅名孝昭（大牟田市企業局施設課水質担当課長）

<事務局>

大牟田市企業局

次第：

1. 開会
2. 審査委員会委員の辞令交付
3. 管理者あいさつ
4. 委員、事務局の紹介
5. 大牟田市企業局附属機関設置条例の確認
6. 委員長選出
7. 委員会運営について
8. 議事
 - （1）議題1 事業者選定スケジュール（案）
 - （2）議題2 プロポーザル実施要領（案）
 - （3）議題3 要求水準書（案）
9. その他

資 料：

資料1 事務局名簿

資料2 大牟田市企業局附属機関設置条例

資料3 事業者選定スケジュール（案）

資料4 プロポーザル実施要領（案）

資料5 要求水準書（案）

参考資料 大牟田市下水処理施設の概要、企業統計

議事概要：

1. 開会

- 事務局より開会が宣言された。

2. 審査委員会委員の辞令交付

- 管理者より各委員へ辞令が交付された。

3. 管理者あいさつ

- 井田管理者よりあいさつが行われた。

4. 委員及び事務局の紹介

- 事務局より各委員の紹介及び資料1に基づき事務局員の紹介が行われた。

5. 附属機関設置条例の確認

- 資料2に基づき、大牟田市企業局附属機関設置条例の内容の確認が行われた。

6. 委員長互選及び委員長あいさつ

- 事務局より、下水道や水循環に幅広い見識があることから、山崎委員が適任であると推薦があった。
- 附属機関設置条例第5条第1項に基づき、山崎委員が委員長に選任された。
- 山崎委員長よりあいさつが行われた。

7. 委員会運営について

- 事務局より委員会運営方法として、公開の可否が諮られ、本委員会是非公開とした。
- 附属機関設置条例第5条第3項に基づき、委員長の職務代理者として、三重野委員が選任された。

8. 議事

(1) 議題1 事業者選定スケジュール（案）

- 資料3に基づき、事業者選定手続き、審議委員会のスケジュール案について、事務局から説明が行われた。

【審議】

- ・応募者との対話の機会がなく、応募者と思いが違った場合に契約に懸念がある。
- 優先交渉権者決定のあとに交渉して契約するので、そこですり合わせる。

(2) 議題2 プロポーザル実施要領（案）

- 資料 4 に基づき、プロポーザル実施要領（案）について、事務局から説明が行われた。

【審議】

- ・(p.1)業務の目的の記載方法を修正してほしい。

→ 修正する。

- ・(p.3 5.2.2)代表企業の要件として、福岡県内に契約先を有すること、とはどういうことか。本店、支店があることでいいのであれば、そのように記載してはどうか。

→見直しを検討する。

- ・(p.3 5.2.1)構成員について、「審査委員会の委員が属する組織及び企業並びにその組織及び企業と資本面若しくは人事面において関連がないこと」の定義はあるのか。出資比率 50% や取締役を務めているなど、定義できるのか。

→確認する。

- ・(p.3 5.1.1)参加者の構成について、構成員の役割を記載するところはあるか。

→現在の様式で役割を記載することを定めていないが、検討する。

- ・(p.4 5.2.4)参加資格確認後の資格喪失の取り扱いに関して、役割分担の変更、構成員の追加を認めるとあるが、この期限はあるか。

→明確に定めていないので、記載する。

- ・(p.4 5.2.4)構成企業が複数の場合、J V の条件はあるか。出資比率など。名前だけ代表という企業が出てくる可能性もあるのでは。

→グループの構成のところで、代表企業を記載するようになっており、出資比率は求めている。

- ・(p.6 6.2.1)参加資格確認結果の通知方法について、代表企業に宛てて郵送とあるが、発送なのか。企業の方は待っているので、着日を書いたほうがいいのではないかと。参加資格確認結果に関する説明に関しても同様。

→修正する。

- ・資料の修正方法はどのようにするか。

→本日の意見を集約し、その意見に対する対応内容案を各委員へメールで送付し、対応内容について委員皆様のご了承が得られた後に、修正後の資料を公表する。

(3) 議題 3 要求水準書（案）

- 資料 5 に基づき、要求水準書（案）について、事務局から説明が行われた。

【審議】

- ・(p.7 2(1)④イ（イ）)維持修繕の上限額等において、3,200 万円は、定期修繕を含むのか。

また、1 件当たり 130 万円とあるが、それに関しての運用ルールはあるか。

→上限額に定期修繕は含まず、突発修繕の上限額である。運用は、総括責任者と監督員の協議としているが、今後に向けて別途内部の運用ルールを作成する。

- ・(p.7 2(1)⑤ア(ウ))水質管理業務に関して、法定試験は計量証明が必要な試験と考えるが、どうなのか。

→計量証明が必要な試験であり、追記する。

- ・(p.14 2(3)①イ (ウ))遠方監視システムについて、受託者の責任と費用により導入、とあるが、委託金額に入っているか。入っていないければ費用を伴った提案を期待するということか。

→入っていない。

- ・(p.14 2(3)①イ (ウ))提案を義務化することになると思うが、水準を決める必要があるのではないか。また、費用も委託料に含めるべきではないか。

→基本的に監視のみであり、さらなるシステム強化を期待している。費用を含めるとなるとシステムや仕様の制度設計が必要になるため、今回は提案事項としたい。

- ・(p.14 2(3)①イ (ウ))セキュリティを含めて制限事項だけでも記載すべき。また、質問が多く出ることが考えられ、対話がないので複数の提案があった場合に公平な評価ができるか懸念がある。

→制限事項は検討する。懸念事項は了解した。

- ・(p.5 2(1)①ア及びイ)業務の計画及び報告について、年報、月報には期日の記載はあるが、日報は期日の記載はなくていいのか。

→記載することを検討する。

- ・(p.7 2(1)④イ (イ))維持修繕の上限額に関して、3,200 万円で足りなかった場合の対応はどうするのか。また、使い切らない場合はどうなのか。超えた分、余った分の旨を記載すべきではないか。

→超えた分は市が発注。余った場合は協議のうえで次年度に繰り越しとなる。記載については契約書案の公表時に提示することを検討する。

- ・(p.8 2(1)⑥)物品等調達管理に燃料の記載はないが、記載は不要か。

→燃料は含むので、記載する。

- ・(p.16 2(3)④イ)ポンプ場の業務にある浚渫の泥の処分はどこが行うのか。産廃の対象であれば 8 ページの産廃のところに浚渫の泥の記載がない。

→処分は市が契約する業者が処分する。浚渫作業の記載のある 16 ページ目の中に追記する。

9. その他

- 事務局より、以下の連絡があった。

- ・本日議論のあった意見を踏まえ修正する。

- ・次回の委員会は 9 月下旬頃とし、評価基準等の審議を行う。

- ・本委員会は開催ごとに摘録を作成する。また、摘録については委員会自体を非公開としたことから、最後の審査終了後に公表する。

以上